富士見市犯罪被害者等見舞金の支給に関する規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、富士見市犯罪被害者等支援条例(令和6年条例第31号。第 10条において「条例」という。)第8条の規定に基づき、犯罪被害者等に対する 見舞金(以下「見舞金」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号。次号において「法」という。)第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。
 - (2) 重傷病 法第2条第5項に規定する重傷病をいう。
 - (3) 市民 市内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により 市の住民基本台帳に記録されている者又は市の住民基本台帳に記録されていない が、市内に居住し、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第6条 に規定するストーカー行為等に係る被害を受けていた者
 - イ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待を受けていた者
 - ウ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律 第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者
 - エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17 年法律第124号)第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者
 - オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23 年法律第79号)第2条第2項に規定する障害者虐待を受けていた者

(見舞金の種類及び額)

第3条 見舞金の種類は、次の各号に掲げる見舞金の種類とし、その額は、当該種類 の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金 30万円
- (2) 重傷病見舞金 10万円
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第2号に規定する重傷病見舞金の支給を受けた者が、当該支給に係る犯罪行為に起因して死亡した場合における遺族見舞金の額は、 同項第1号に規定する遺族見舞金の額から当該支給を受けた重傷病見舞金の額を控除して得た額とする。

(見舞金の支給対象者)

- 第4条 見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の区分に 応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。
 - (1) 遺族見舞金 警察(警察法(昭和29年法律第162号)第15条に規定する警察庁及び同法第36条に規定する都道府県警察をいう。次号において同じ。)に被害が認知された犯罪行為(当該認知の事実を警察への照会により市長が確認することができるものに限る。次号において同じ。)により死亡した者であって、当該犯罪行為が行われた時において市民であったもの(以下「死亡被害者」という。)の遺族(当該犯罪行為が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。)のうち、次条第3項の規定により第1順位となる遺族(以下「第1順位遺族」という。)
 - (2) 重傷病見舞金 警察に被害が認知された犯罪行為により重傷病を負った者で、 当該犯罪行為が行われた時から第7条の規定により重傷病見舞金を申請する時ま で引き続き市民であったもの(以下「重傷病被害者」という。)
- 2 前項の規定にかかわらず、他の市区町村から見舞金と同種の給付を受けた者又は 受けることができる者は、見舞金の支給を受けることができない。

(遺族の範囲及び順位)

- 第5条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、死亡被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 死亡被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。第7条第1号オにおいて同じ。)
 - (2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - (3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

- 2 死亡被害者の死亡の当時に胎児であった子が、その後出生した場合における前項 の規定の適用については、その子は、その母が当該死亡被害者の死亡の当時その収 入によって生計を維持していたときは同項第2号の子と、その他のときは同項第3 号の子とみなす。
- 3 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族の順位は、第1項各号に掲げる順序 とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲 げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、死亡被害者を故意に死亡させ、又は死亡被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。遺族見舞金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。
- 5 第1順位遺族が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族見舞 金の申請及び受領についての代表者に選任しなければならない。

(見舞金の支給の制限)

- 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金を支給しないことが できる。
 - (1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者(死亡被害者及び重傷病被害者をいう。以下この条において同じ。)(18歳未満であったものを除く。)又は第1順位遺族(18歳以上であった者(第1順位遺族が2人以上ある場合にあっては、その全てが18歳以上であったときのいずれかの者)に限る。)と加害者の間に次のいずれかに該当する関係があったとき。
 - ア 夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者 を含む。)
 - イ 直系血族(親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。)
 - ウ 3親等内の親族(イに掲げる者を除く。)
 - (2) 犯罪行為について、犯罪被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する行為があったとき。
 - ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

- イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等の当該犯罪行為を誘発する行為
- ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為
- (3) 犯罪被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する事由があるとき。
 - ア 当該犯罪行為を容認していたこと。
 - イ 富士見市暴力団排除条例(平成25年条例第36号)第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者又はこれらの者と不適切な関係を有する者であったこと。
 - ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと 認められるとき。

(見舞金の支給申請)

- 第7条 見舞金の支給申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各 号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を市長に提 出しなければならない。
 - (1) 遺族見舞金 遺族見舞金支給申請書(様式第1号)及び次に掲げる書類
 - ア 死亡被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該死亡被害者の死亡の事実及 び死亡の年月日を証する書類
 - イ 犯罪行為が行われた時に死亡被害者が市民であったことを証する書類
 - ウ 申請者の氏名、生年月日及び死亡被害者との続柄を証明する戸籍の謄本その 他地方公共団体の長が発行する証明書
 - エ 申請者が死亡被害者と婚姻の届出をしていないが、死亡被害者の死亡の当時、 事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、住民票の写し、富士見 市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(令和4年告示第103号) 第7条に規定するパートナーシップ宣誓証明書その他当該事情にあった者であ ることを証する書類
 - オ 申請者が死亡被害者の配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証する書類
 - カ 申請者が第5条第1項第2号の規定に該当する者であるときは、死亡被害者 の収入によって生計を維持していたことを証する書類

- キ 第1順位遺族が2人以上あるときは、遺族見舞金代表者選任届(様式第2号) ク その他市長が必要と認める書類
- (2) 重傷病見舞金 重傷病見舞金支給申請書(様式第3号)及び次に掲げる書類 ア 重傷病被害者が負った負傷又は疾病が重傷病に該当することを証する医師又 は歯科医師の診断書その他の書類
 - イ 犯罪行為により重傷病を負った時から重傷病見舞金を申請する時まで重傷病 被害者が市民であったことを証する書類
 - ウ 申請の手続を行う者が重傷病被害者の代理人であるときは、戸籍の謄本、委 任状その他代理人の資格を証する書類
 - エ その他市長が必要と認める書類

(見舞金の申請期限)

第8条 見舞金の支給申請は、犯罪行為による死亡若しくは重傷病の発生を知った日から2年を経過したとき、又は犯罪行為による死亡若しくは重傷病が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

(見舞金の支給決定)

第9条 市長は、第7条の規定による申請があったときは、その可否を決定し、見舞 金支給(不支給)決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとす る。

(見舞金に係る調査等)

第10条 市長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、見舞金の支給対象者及び条例第2条第7号に規定する関係機関等に対し、必要な事項の調査を行い、 又は報告を求めることができる。

(見舞金の支給決定の取消し等)

- 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金の支給決定を取り 消すことができる。
 - (1) 支給決定後に、第6条各号のいずれかに該当することが判明したとき。
 - (2) 支給対象者が偽りその他不正の手段により支給決定を受けたと認めるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、見舞金支給決定取消通 知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(見舞金の返還)

- 第12条 市長は、前条第1項の規定により支給決定を取り消した場合において、既 に見舞金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。 (その他)
- 第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行し、同日以後に行われた犯罪行為による死亡又は重傷病に係る見舞金について適用する。